

※回答内容をご意見をいただいた時点のものです。また、掲載にあたっては内容を要約しています。

【健康・福祉・雇用】

ご提案等の概要
<p>以前住んでいた自治体では、医療費助成の所得制限がなくなり、深く感謝していた。西宮市では、小学生未満・以上共に所得制限があり、神戸市のような工夫もないと職員より説明を受けた。所得制限は税への貢献を妨げ、働くことへのメリットを失わせる制度と考えている。様々な事情はあると思うが、他の県・都・府・市を参考にして改善をお願いできれば幸いである。</p>
西宮市より
<p>乳幼児等・こども医療を含む福祉医療費助成制度は、兵庫県と共同し、県下市町が主体となり実施している所得制限のある事業です。この制度は、地方自治体独自で実施しているため、その実施方法や内容は自治体の財政状況等により異なっております。</p> <p>乳幼児等・こども医療費助成制度において、兵庫県では1歳誕生月の翌月から、所得制限超過世帯は助成対象外としておりますが、本市では、所得基準を設けたうえで、義務教育就学前までのすべてのお子様につきまして、医療費助成を実施しております。</p> <p>本市は、子育て支援に力を尽くしておりますが、限られた財源の中で、街づくり・福祉・教育・医療など幅広く施策を実施する必要があり、制度を持続的に維持していくために受給資格に所得要件を設けざるを得ない状況となっております。</p> <p>頂いた貴重なご意見は、福祉医療費助成制度の今後の参考とさせていただくとともに、すべてのお子様等しく助成を受けることができるためにも、お子様の医療費助成を国の制度として確立するよう、国へ要望を行っております。また、県へも国の制度が創設されるまでの間、制度の充実を求めています。</p>

【行政】

ご提案等の概要
市役所へ何年かぶりに来て「市長への手紙」を知った。目安箱なるものを市内各所に置かれては如何か。
西宮市より
以前より市政に関する提案や意見、要望などをお寄せいただく「市民の声（市長への手紙）」はEメールや郵送、FAXで受付していましたが、平成30年11月より、市役所本庁舎ほか各支所など市内9カ所に設置した投函箱でも受付を始めております。

ご提案等の概要
西宮市でのマイナンバーカード保有率は20%くらいで、国と同じくらいか。メリットが少なく、身分証提示としても、運転免許証やパスポート、保険証の3点が多い。戸籍謄本・抄本を取る際の手続きが大変なため、マイナンバーカードと連動して取得出来るようにすることを提案する。
西宮市より
<p>西宮市のマイナンバーカードの交付率（令和2年1月末日時点）については約18%となっており、全国平均は約15%です。</p> <p>マイナンバー制度の目的の一つに、国民の利便性の向上が掲げられており、社会保障・税関係等の手続きの際に、マイナンバーの利用により添付書類が不要となる場合が増えてきております。また、マイナンバーカードについては、今後、健康保険証としての利用やマイナポイント事業が始まる予定です。</p> <p>次に、マイナンバーカードを利用した戸籍証明書の取得についてですが、西宮市に住民登録があり、西宮市に本籍もある方は、コンビニエンスストアの店舗内にある多機能端末機（マルチコピー機）や庁舎内の証明書自動交付機で、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を取得していただくことができます。将来的には、本籍地以外の市町村の窓口でも、戸籍証明書の請求が可能となる予定です。</p>

#### ご提案等の概要

市職員の制服は入社時に支給されているのに、なぜ着用しないのか。個人の自由なのか。制服は着用し、名札もつけるべきである。着ないのであれば、支給や貸与はやめるべき。

#### 西宮市より

市職員の職務中の被服及び名札に関し、内部の規程に基づき、貸与し、着用することを原則としておりますが、被服の着用につきましては、業務内容、気候及び体調等に応じて、市職員としての品位を損なわない範囲で調整する場合があります。

今後も公務員としての品位を損なわないよう服務規律の確保に努めてまいります。

#### ご提案等の概要

市政ニュース1月25日号（2020年）記載の「各支所の時間外業務を本庁に集約」について、「北部」と「南部」の支所を同様に取り扱いしないでほしい。北部に市役所の主要業務（時間外業務を含め）を行う支所（北部市役所）を検討願いたい。南部と北部の地理的違いを考慮して、今回の改悪を改善してほしい。

#### 西宮市より

令和2年度より本庁へ集約する時間外業務は、戸籍届出受付と住民票交付（事前予約による交付）です。これら時間外業務につきましては、支所では、これまで民間事業者への委託により宿直員を配置して実施しておりましたが、令和2年4月1日施行の法改正により、同様の取扱いができなくなりました。仮に、これら時間外業務を引き続き継続するためには、新たな人員（職員）を雇用する必要が生じる一方、取り扱い件数も非常に少ないことから、効率的な行政運営を行うため、本庁に集約して実施することとしたものです。

次に、「支所での取扱業務」についてですが、支所において本庁と同じ業務を実施することは、市全体の効率的な行政運営の観点からは困難です。市民にとって身近な手続きで、必要経費、取り扱い件数も考慮したうえで、業務を行っておりますのでご理解いただきたいと思います。